

(2) 地域情報通信技術利活用推進交付金等の交付を受けて実施する事業の計画が適切でなかったなどのもの

地域情報通信技術利活用推進交付金及び情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金は、医療、介護、福祉、防犯、産業等の分野において、地域の知恵と工夫を生かし、情報通信技術（以下「ＩＣＴ」という。）を導入・活用するなどして、地域における諸課題を解決し、また、地域の人材を育成・活用しながら地域における公共サービスの向上を図るために、ＩＣＴ関連システムの基盤の整備、人材育成等の事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費について交付されるものである。これらの交付金の交付対象経費は、サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末等のＩＣＴ関連システムの基盤の整備等に要する経費とされている。

本院が総務本省、7府県、39市町村等において会計実地検査を行ったところ、4事業主体において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

これを府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

(単位：千円)

部局 等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金交付 額	不当と認める 交付対象 事業費	不当と認める 交付金相 当額
摘 要							
総務本省	京都府宮津市	地域情報通信技術利活用推進交付金、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金	22	123,506	123,505	71,039	71,039
		事業計画が適切でなかったため情報通信端末が全く配布等されず一度も利用されていなかったり、構築したシステムが事業期間内に稼働していなかったのにそのシステムの保守費を交付対象事業費に含めていたりしていたもの					
総務本省	大阪府箕面市	地域情報通信技術利活用推進交付金	21	31,880	31,880	4,290	4,291
		交付の対象とならない校門周辺の既存ネットフェンス等の修繕等に係る工事費を交付対象事業費に含めていたもの					
総務本省	広島県府中市	地域情報通信技術利活用推進交付金	21	63,773	63,773	10,210	10,211
		事業計画が適切でなかったため利用者端末の一部が設置されていなかったり、未設置の利用者端末に係る設置工事費を交付対象事業費に含めていたりしていたもの					
総務本省	宮崎県児湯郡新富町	地域情報通信技術利活用推進交付金	21	55,767	55,767	5,893	5,894
		構築したシステムが事業期間内に稼働していなかったのにそのシステムの保守費を交付対象事業費に含めていたもの					